



市 章

大津市公報

令和 6 年 9 月 2 日
号 外 （第 53 号）発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

- 59 大津市公印規則の一部を改正する規則…………… 1
- 60 大津市農政審議会規則の一部を改正する規則…………… 1
- 61 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則…………… 1
- 62 大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 63 大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 2

規 則

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 9 月 2 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第59号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1市印の表大津市之印の部2の款3の項中「、身体障害者手帳及び特別児童扶養手当証書」を「及び身体障害者手帳」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市農政審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 9 月 2 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第60号

大津市農政審議会規則の一部を改正する規則

大津市農政審議会規則（平成24年規則第143号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、審議会は、委員全員の一致によりあらかじめ指定する軽微な事項については、書面により決議することができる。
- 5 前項の規定による決議は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 9 月 2 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第61号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則（平成16年規則第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「第8条第8項」を「第9条第8項」に改める。

第4条から第6条までの規定中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第7条中「第18条第3項」を「第19条第3項」に改める。

様式第17号（表）中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同様式（裏）中「第18条」を「第19条」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この規則は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日から施行する。

大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月2日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第62号

大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則（平成10年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「2か月前」を「6月前」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国又は地方公共団体に係る事業の行為については、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月2日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第63号

大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年規則第65号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

附 則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日から施行する。